

**Q84 施設入所者に電動車椅子を支給することは可能でしょうか？**

A 施設入所者だからといって、一概に電動車椅子の支給が不相当と判断するものではありません。普通型車椅子では操作困難なうえ介助効率も悪い場合であって、電動車椅子を使用すれば施設内外の移動が自立できる対象では、個別に対応することが望まれます。電動車椅子の操作能力、判断力などについて慎重に評価した結果、安全性や有効性が明らかに認められる場合には支給の余地があると考えます。

ただし、電動車椅子走行による事故などの管理責任は施設側にありますので、その許認可を得ることが大前提です。支給にあたっては、トラブルを未然に防ぐ意味でも施設側と事前に協議し、事故などの管理責任についても確認しておくべきでしょう。

**Q85 心臓機能障害の方へ電動車椅子の適応につき医学的な判断基準はあるのでしょうか？**

A 心臓機能障害により歩行に著しい制限を受ける者の程度、医学的所見の明確な基準を一律に示すことは困難です。歩行により心臓由来の症状が悪化し、医学的な見地からみて危険性もあり、歩行が継続できなくなる程度と考えられます。適応条件として、電動車椅子の使用で心臓機能障害に起因する症状が軽減されることが認められる場合であり、その上で個々の事例の生活スタイルの中で電動車椅子が必要不可欠か否かで判断することになります。

**Q86 肝臓機能障害者や腎臓機能障害者に電動車椅子は支給可能でしょうか？**

A 肝臓機能障害や腎臓機能障害においては、歩行により障害臓器への影響は考えにくいと思われます。電動車椅子によらなければ移動機能を代替できない段階では筋萎縮や筋力低下がなど肢体不自由の医学的所見が認められることも多く、電動車椅子が本当に必要であれば肢体不自由の手帳を取得してから支給することをお勧めします。ただし、肝臓機能障害や腎臓機能障害では重度な貧血や栄養障害などに起因する易疲労性などが電動車椅子の必要性の根拠になる可能性はあると思われます。

**Q87 車椅子・電動車椅子の基本構造に「JIS・・・による。」とされていますが、外国製の車椅子で JIS 認証を受けていないものでも補装具として扱えるのでしょうか？**

- A 車椅子、電動車椅子の基本構造欄に「JIS・・・による」と規定されているのは、あくまでも基本構造が規格に準じているという解釈であって JIS 認証を受けていないと補装具として取り扱うことが出来ないという意味ではないとご理解ください。JIS 認証は国産の既製品に与えられるものであり、外国製車椅子・電動車椅子はもちろんのこと、国産のものでも障害個別に応じて加工すれば既に JIS 認証の対象からはずれることになります。どの更生相談所でもそれをもってして支給できないという理解にはなっていないと思われま

**Q88 電動車椅子簡易型の利用者から、マイコン内蔵型ニッケル水素電池に替えてリチウムイオンバッテリーの支給を希望する相談が寄せられた場合、どのような考え方により支給の可否を判断すべきでしょうか？**

- A 電動車椅子簡易型を初めて使用する方がリチウムイオンバッテリーを希望することはなく、使用経験を通してニーズが生じてくるものと思われま
- す。このため、これまでの使用実態を把握することが必要です。
- 通勤、通所に要する移動距離や坂道などの環境因子も確かめ、1 個のニッケル水素電池の容量ではその走行距離がほぼ毎日のように不足すること、自己負担で 2 個目のニッケル水素電池を用意したとしても身体機能等から移動中の電池交換が困難であること、などを確認する必要があるでしょう。判定は直接判定とし、支給は特例補装具扱いとするのが基本です。

## 座位保持装置

### Q89 座位保持装置の複数交付はできるでしょうか？

- A 補装具の個数は、原則として1種目につき1個です。座位保持装置の場合も身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2台とすることができます。住環境、送迎の手段などを勘案して1台で対応できないかを検討した結果、例えば自宅用に木製構造フレームの座位保持装置、学校用または通所先用として移動機能も兼ねた金属製の構造フレームの2台が支給される場合が考えられます。

### Q90 座位保持装置でも構造フレームに車椅子を使用すれば、屋外移動に使用することは可能です。そこで、車椅子と座位保持装置を含めた台数管理の考え方を教えてください。

- A 指針にあるように車椅子、座位保持装置も職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2台目の支給が可能です。ただし、座位保持機能を備えた車椅子、構造フレームを車椅子とした座位保持装置など両者の区別がつきにくいものも存在します。基本的には、座位保持装置は座位の保持、車椅子は移動が目的となりますが、座位保持機能と移動機能を併せ持った「構造フレームを車椅子とした座位保持装置」により、一台で座位と移動という両方の目的に合致する場合も考えられます。一方、送迎の手段等の関係で移動にはコンパクトな車椅子、通所施設内では座位保持装置が必要になるケースもあります。一台で使用目的が達成できるのか、複数台数が必要となるかは、個別の障害状況や生活環境を踏まえて慎重に判断することが求められます。

### Q91 座位保持装置と車椅子の併給は可能でしょうか？

- A 原則的には座位保持を目的とする座位保持装置と移動を目的とする車椅子の対象要件は別と考えられますが、使用場所や目的などを十分検討して必要性を認めれば併給は可能です。座位保持装置対象者と車椅子対象者を分け、どちらか一種目しか支給できないということではありません。例えば座位保持装置の適応者でも短時間の移動中だけは車椅子の付属品である程度の座位保持を維持できる場合に、移動を目的とした車椅子を併給することが考えられます。その場合でも、構造フレームを車椅子とした座位保持装置1台だけで対応できないか生活環境を踏まえて判断することが重要です。

**Q92 座位保持装置の体幹部シート張り調整型と車椅子の張り調整式バックサポートの違いを教えてください。**

A 座位保持装置の体幹部シート張り調整型と車椅子の張り調整式バックサポートの機能上の違いはなく、座位保持装置として処方する場合は前者、車椅子として処方する場合は後者となり、どの種目で処方するかによって使い分けることになります。

**Q93 モールド型一体形状で支持部の連結や構造フレームのない臥位使用のものを座位保持装置として認めることは可能でしょうか？**

A 座位に類似した姿勢（いわゆる立位姿勢、膝立ち姿勢及び臥位姿勢等）を保持する機能を有した装置についても、座位保持装置として取り扱うことができるとされています（補装具費支給事務取扱要領）。日常生活の中で筋緊張を軽減し、呼吸改善や安楽、休息をとる時間帯を設ける必要があるなどの医学的な理由が確認できれば、構造フレーム、連結がなくとも、腹臥位を目的としたものでも座位保持装置として認められる可能性があります。「座位」に限定せず、「姿勢」保持装置として考えるとよいでしょう。

**Q94 者に立位訓練を目的とする立位保持装置を「座位保持装置」として支給できるでしょうか？**

A 立位訓練を目的とする装置は児童が対象であり、者では支給できません。取扱要領にある座位に類似した姿勢（立位姿勢等）を保持する装置でも座位保持装置として取り扱うことができるとされているのは、障害状況により座位がとれない（例えば股関節が屈曲できない）者に立位をとらせる装置を支給できるように定められたものです。座位姿勢ができる機能がある者に立位をとらせる（児童の訓練目的とは別）ためのものではないと解釈します。

**Q95 座位保持装置の骨盤・大腿部モールド型と車椅子の特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）の違いについて教えてください。**

- A 基本的に特殊形状クッションは車椅子の付属品として処方します。補装具費支給事務取扱要領の第4車椅子及び電動車椅子に関する取扱いにあるように、座位保持装置のモールド型までは必要のない者が対象です。すなわち採型または採寸をして個別に作製するモールド型の骨盤・大腿支持部に対して、特殊形状クッション（骨盤・大腿部サポート）とは、基準額20,790円以内で対応できる多くは既製品のクッションか、採寸で作製できるクッション程度のもと考えられます。

**Q96 座位保持装置の多機能キャスターとはどのようなものでしょうか？**

- A キャスターそのものには、車輪の転がりを止めるためのシングルロックが付いているものと付いていないものがあります。それに対して、多機能キャスターは車輪の二つの動き（方向と回転）を同時に固定できるものです。

**Q97 座位保持装置の付属品、その他のストッパーとはどのようなものでしょうか？**

- A ストッパーはキャスターとは別の機構によって、座位保持装置を固定するものです。例えばハンマーロックというオン・オフ用のペダルと支柱から構成された商品があります。ペダルを踏むことで二重構造の支柱が伸長し、隣接するキャスターを床から浮かせることによって、本体を床面にグリップする装置です。再度ペダルを踏むと支柱が元の長さに戻り、キャスターが床に設置するという仕組みです。最近では多機能キャスターの性能が向上し、ストッパーを用いることはほとんどなくなっています。

**Q98 座位保持装置から独立したカットアウトテーブルだけを補装具として認めることは可能でしょうか？**

- A 座位保持装置の付属品として認められているカットアウトテーブルは、座位保持装置に一体として付属させるのが原則であり、独立して使用できるカットアウトテーブルだけを補装具として認めることは適当ではありません。同じ考え方で、座位保持装置の完成用部品である骨盤・大腿部の支持部（クッション）だけを認めるということもできません。

ただし、座位保持装置とセットで使用する必要のある独立カットアウトテーブルについては、特例補装具として検討する余地はあります。

**Q99 座位保持装置の完成用部品のうち骨盤・大腿支持部を車椅子に使用した場合、採寸価格を計上できるのでしょうか？**

- A 座位保持装置の基本価格である「採寸」が認められるのは、実際に「採寸し、設計図の作成」が行われること、すなわち支持部の作製を伴う場合です。車椅子のクッションとして座位保持装置支持部（骨盤・大腿部）の完成用部品（いわゆる既製品）を選択する場合、何らの製作工程も伴わないと考えられます。種目を車椅子として処方する場合、「採寸」を計上することは適当ではありません。

**Q100 座位保持装置の構造フレームを車椅子とする場合、座位保持装置として製作する部分と重複することになる部分の控除の考え方について教えてください。**

- A 車椅子を構造フレームとして使用する場合、座位保持装置の支持部として車椅子のフレーム部分・構造物を使用するかどうかで判断します。処方上、支持部にあたる部分の重複加算はできませんので、座位保持装置の基準で支持部を計上する場合は、車椅子の該当する部分の修理基準の95%を控除します(例1)。逆に控除を行わない場合は、それに該当する座位保持装置支持部の計上はできません(例2)。また、座位保持装置の支持部を計上した上に、車椅子分の控除を行わない場合も考えられます(例3)。

例1) 下腿支持部、足部を採寸で作製して車椅子に装着する場合：座位保持装置の支持部下腿部、足部等を計上する。車椅子修理基準のレッグサポート、フットサポート交換の95%控除を行う。

例2) 車椅子のレッグサポート、フットサポートを有効利用してフットサポートにパッドを載せる程度で使用する場合：車椅子修理基準のレッグサポート、フットサポート交換の95%控除は行わない。一方、座位保持装置の支持部下腿部、足部は計上せず、足部保持パッドのみ計上する。

例3) 体幹部、骨盤・大腿部の支持部を作製し、車椅子の金属パイプにネジ止め等するのではなく、バックサポート、座布にマジック固定するなどして使用する場合：背当てシート、座布が有効利用されて支持部を載せる構造であることから、車椅子修理基準のバックサポート交換、座布交換の95%控除は行わない。

**Q101 完成用部品の構造フレームを修理する必要（例えばレッグサポートの交換）がある場合には、車椅子の修理項目を適用してもよいでしょうか？**

A 完成用部品の構造フレームが車椅子の構造に一致している場合は、車椅子の修理項目を適用することは可能です。

**Q102 座位保持装置の完成用部品の構造フレームに、車椅子の修理項目（例えば点滴ポールや酸素ボンベ固定装置など）を付属品として追加、支給してもよいでしょうか？**

A 必要性が認められれば、車椅子の修理項目を適用することは可能です。その場合、座位保持装置の特例扱いの付属品として考えるのが本来的ですが、車椅子フレーム付き座位保持装置と同等とみなして、基準内で対応している更生相談所もあるようです。

**Q103 ABSシステムの骨盤サポートの取扱について教えてください。**

A 車椅子にABSシステムの骨盤サポートを追加する必要がある場合は、取扱要領のとおり特例補装具になります。車椅子に座位保持装置の完成用部品（支持部（骨盤・大腿部））をクッションとして用いることはできますが、完成用部品にあるABSシステムはクッションではありませんので、車椅子に使用する場合は特例扱いの付属品となります。その場合、種目としては車椅子の特例補装具として扱うか、座位保持装置（構造フレーム車椅子）として基準内で扱うかになります。

**Q104 座位保持装置（モールド型）に通気を目的とした冷却装置の取り付けを支給することは可能でしょうか？**

A 冷却装置の目的が座位保持装置における快適性や体温調節を求めるものだとしても、適否を判断する一定の基準がなく、冷却装置の取り付けは認められないと考えるのが一般的です。個別の事例によっては認める場合も各更生相談所で慎重に判断する必要があります。

**Q105 座位保持装置の修理基準にある寸法調整と形状調整の解釈について教えてください。**

A 寸法調整とは、支持部を構造フレームから外して位置を変更する際に新しくネジ穴を開ける、支持部の高さをかさ上げするなどの作業が必要な場合にかかる経費を想定しています。一方、形状調整とは、成長や変形の進行に合わせてウレタンなどの盛り直し、削り修正を加えることなどを想定しています。

**Q106 車載用の座位保持椅子を者にも支給できるのでしょうか？**

A 座位保持椅子は児童に限るとされていますので、真に必要と判断した場合は、座位保持装置の種目で扱うことになります。その際、他に生活用に座位保持装置がある場合は、支給個数を勘案する必要があります。

**Q107 腹臥位の有効性が評価された場合、者で腹臥位装置を作ることは可能でしょうか？**

A 真に必要と判断した場合は、座位保持装置の種目で扱うことは可能です。その際、他に生活用に座位保持装置がある場合は、支給個数を勘案する必要があります。



## 歩行器

Q108 「消費税法による身体障害者用物品の非課税扱い」で定められている歩行器の範囲と補装具の関係を教えてください。

- A 身体障害者用物品の告示とそれに基づく課長通知に示されているのは、あくまでも「非課税となる歩行器」の基準であり、非課税となる歩行器の範囲の明確化を図ったものです。この定義を補装具の対象とする歩行器に適用してしまうと、ある程度定型的なものしか支給できないこととなります。この定義は、歩行器に対する一定の考え方の整理として参考としていただくものであって、これに当てはまらないと補装具としては認められないというものではないとご理解ください。

Q109 歩行器と高齢者用の歩行車（シルバーカー）の違いを教えてください。

- A 「消費税法による身体障害者用物品の非課税扱い」で定められている歩行器の範囲に詳しく記載されていますが、歩行器は歩行が困難な者の歩行を補助する機能を有し、歩行時に体重を支える構造を有するものであることが大きな違いです。シルバーカーは歩行時のバランス、安定性向上には有用ですが、歩行器と異なりフレームの内側に身体を入れることができないため体重を支えるほどの構造にはなっていません。したがって、シルバーカーがなくても自力歩行が可能なが使用の前提になります。

Q110 キャスター4つがもともと備わっている歩行器について、4つとも必要性があつてキャスター（大）に交換しなければならない場合の価格調整はどのようになるのでしょうか？

- A 歩行器の修理基準にある「キャスター（大）交換」×4を加算します。もともと備わっていて取り外したキャスター4つ分の控除は行いません。

Q111 修理基準の歩行器のキャスター（大）（小）の区分について教えてください。

A 歩行器のキャスターサイズについても車椅子に準じて 6 インチ以下はキャスター小、それ以上がキャスター大と解釈します。実際にキャスター交換に必要な修理価格についてサイズ面だけで決められない場合は、業者との相談の上、各更生相談所で判断することになります。

Q112 歩行器の「腰掛」と「サドル」について、どのような目的で使用されると考えるべきものなのか教えてください。

A それぞれの形状等を踏まえると、腰掛とは「座るもの」、サドルとは「跨いで使用するもの」という大きな違いがあります。四輪型歩行器の名称にある腰掛はいわゆる腰掛ける構造のものであって歩行補助には関与しませんので、使用中に休息する目的で付属するものとするのが妥当です。サドルは跨いで使用しながら姿勢保持や推進力が発揮できる構造のものであるとご理解ください。

Q113 肝臓機能障害を根拠に歩行器の支給は可能でしょうか？

A 補装具は「障害の軽減や、失われた機能を代償し、自立を支援する」ものとされています。このため、「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」において、呼吸器機能障害と心臓機能障害が、それぞれの障害の軽減や代償の意味合いから電動車椅子の支給対象とされているところです。しかし歩行器については、呼吸器機能障害、心臓機能障害、肝臓機能障害等の内部障害のみを根拠に支給することは適当ではありません。肝臓機能障害の認定を受けている者に移動機能の障害があり、歩行器の必要性が認められる場合は、肢体不自由としての認定を経てから支給すべきでしょう。なお、難病を原因とする場合であっても、その必要性が個別に認められなければ支給対象とはなりません。

Q114 車椅子と歩行器の併給は可能でしょうか？

A 車椅子の支給対象は歩行障害があっても義肢・装具等の他の補装具によっても移動が困難な者とされていますが、環境因子によって歩行能力は左右されます。例えば、歩行器を使用することで屋外は無理でも自宅内の移動は何とか可能な者であって、ほぼ毎